石山寺藏虛空藏菩薩念誦次第とその紙背文書

伊東卓治

一

石山寺に虛空藏菩薩念誦次第の草稿本一卷がある。その紙背に、數片の假名消息がある。それが康保三年（九六六）の年紀ある文書と一連になつているので、假名書道に就いての頗る注目をひく貴重資料といわねばならぬ。

これまで假名消息として最古のものとされているのは、藤原公任筆北山抄（國寶、三條家藏）の紙背のもので、長德二年（九九六）より長保六年（卽寬弘元年一〇〇四）間の年紀のある書狀等と一連にされている假名消息であるが、この念誦次第の假名消息は、それに比すると、更に古きこと三十年程である。それ故本卷は、假名消息としては、現存最古のものということになる。そして康保三年といえば、小野道風の歿年に當つている。その頃どんな假名書道があつたかは、書道史硏究上實に興味深い課題であるが、これまでは資料がないので據り所がなく、大方は想像にまかせる他なかつたのである。しかるに、此度、この假名消息の出現によつて、その一斑を、多少なりともうかがうことができるようになつたのである。まさに書道史上の貴重資料といぅも過言ではない。

本卷は、昭和十六年、東大史料編纂所の坂本太郎氏（現所長）と竹內理三氏（現九州大學教授）によつて、石山寺寳物調査の際發見された。しかし、その發見當時より、戰爭の激化、戰後の不如意等相重つて、寫眞にも撮影されず、僅に影寫本を備えた程度のことで、今日に及んでいる。その間、昭和二十五年三月號の「日本歷史」に、竹內氏が非常に簡單ではあるが、最古の假名消息の例として紹介された。埋草程度で、寫眞も本文もないものではあつたが、これが硏究者に對して一般に發表されたはじめであり、心ある人々の耳目をひいた。わたしもその一人で、この紹介が發表されたことを春名好重氏から傳え聞き、大いに興味を覺えた。しかし、當硏究所も出張費等まことに窮屈で、なかなか調査の機會を得ず、越えて廿七年秋ようやく石山寺に赴くことができた。このたび幸にも硏究所に於い

て寫眞をととのえることが出來たので、さしあたつて、ここに圖版として、世の同好者に送つて、資料の提供に資する次第である。

そして、假名消息に止まらず、更に文書書狀の筆蹟も、共に、この時期に存在した種々なる書風の一端を示すものであるから、書道史研究にとつて、本卷のもつ史料的資料としての價値は、蓋し大なるものがあるといふことができよう。それに、本文の念誦次第の筆蹟が又興味津々たるものがある。しかもこの次第の筆蹟が興味をひくに止まらず、それが虛空藏法であることも注目される。虛空藏菩薩を念誦する別尊法の秘修は、これとは別に求聞持法と呼ばれるものが多く加持され、又その方に古來傳稱さるるものが多いのである。それ故、虛空藏法に關する、古い平安時代の未發資料であることは、密教事相史上貴重すべき一文獻とすることができる。

それ故、本卷は筆蹟の上からいつても、內容の上からいつても、ともに注目さるべき新資料として、貴重さるべきものである。しかし、一般に紙背文書とされているものが、天地を切り落されたり、斷簡とされているために、調査困難なことが通例とされているように、本卷も亦同じ事情にある。又念誦次第のように作者の個性のはつきりしないものの作者の措定が如何に困難であるかは言をまたないところである。それ故、わたしとしては、調査も途中であり、從つて結論に達するわけにいかないのであるが、專ら資料の提供として、取りいそぎ紹介の稿を草することにした。研究事項等何れ次の機會にゆずらせて頂くことを諒とせられたい。

二

先ず本卷の現狀であるが、それはまことに粗末な裝潢である。表紙は澁引紙で、題簽もなく、じかに虛空藏念誦次第と外題が墨書されている。紐も白と緑の糸を組んだ極く粗末な木綿の打紐で、軸木に至つては更に粗末で、檜の白木の、しかもその兩端は墨で黑く塗つてあるといふもの、そして本紙には、軸付紙もなく、末端の假名消息を途中よりちぎつて、軸木にぶつつけに貼りつけてある。

以上はすべて、明治以降近頃のことと思われる。

しかし本紙の內部は、初生なものを傳えているようである。もとは、表紙もなく、本紙をそのまま卷いてあつたようだ。そして卷初にあたる紙背文書の上に、じかに、虛空藏菩薩念誦次第と外題が書かれていたのではないかと思われるあとがある。それは、表紙の澁引紙につらなる本紙の端に、半分切り落された文字が殘つており、判然とはしないが、念誦次第の半分と思われるものが、天地間の中邊より少し上の所に見られるからである。

本文は、首に虛空藏卄念誦次第と內題をいれているが、凡て書きさしをついだ書き放しの草稿で、年紀も奧題も、將た識語も奧書の類も何もない。軸木もあつたかどうかわからない。現狀からすると、寧ろ軸木はなかつたのではないかと思ふ方が當つている。そして料紙の紙切りやつぎ方をみると、文書消息等を、上邊下邊紙幅もそろわぬ無雜作な斷ち方で、それを又無雜作に糊付けしてある。

糊しろも厚く、全く素人くさいつぎ方である。しかも、通例巻物につぐには、料紙を右上左下につぐものであるが、本巻も大體はそうなつてはいるが、なかには、平に、そのまま下貼りや上乗りに貼りつけてあるところがある。これらのことは、筆者が手もとにある用紙を隨時に斷ち切り、つぎ合わせ、或は中間にあとで挿入したりしたものであることを、如實に語るもののようである。

卽ち本巻は軸も表紙もなく、素捲きにしてあつたものではないかと思われる。

そして念誦次第の本文を見るに、一枚一枚書きさしを貼つたと思われる程に切れ切れであり、中には紙つぎの上に文字がのつているところがあるので、先に紙をついで書いたところもあつたことはわかるが、總體に切れ切れの斷簡に、ちがつた書形筆觸墨色のものが、入りまじつてつがれているということになつている。この樣子は、筆者苦心の末に編成した初生な姿を今に殘していると思わせる。

右のような編成ぶりだから、料紙とされた文書書狀類はずたずたに切斷され、或は二片にも四片にも、恐らく數片に切りとられ、それが色々と散らばつてつぎ合わされる結果となつた。斷片を數えると十八片からなつて居り、內容は解文が三片、書狀が五片、假名消息が八片、その他念誦次第反故が一片、他に白紙一片がある。それ故、今さしあたつて、現狀の報告として、本文と紙背文書との關聯において、斷片番號をつけると次のようになる。

斷片番號	本文	紙背文書	紙幅(寸)、紙つぎ		註
1	虛空藏芔念誦次第（七行）	〔解文(邦鎭)〕 邦鎭謹言（四行）	五、四	下	下貼り
2	次加持香水（八行）	〔書狀(淸正2)〕 明旦之間（三行）	六、四	上 上	
3	次五悔（十四行）	〔假名消息8〕 しますこ（六行）	一〇、六	下 上	
4	至心廻向（十六行）	〔書狀(師氏?)〕 師氏（草名）言（八行）	一一、八	下 上	
5	羅帝怛羅（十八行）	〔假名消息7〕 しはく（九行）	一三・九五	下 上	
6	唵嚩曰羅（一行）	〔白紙〕	上邊 一一・一 下邊 一一・四	下 上	
7	次地界（七行）	〔書狀(淸正1)〕 今日例經（七行）	上邊 七・五 下邊 七・四	下 上	
8	結拳印（七行）	〔書狀(爲光?)〕 爲光（草名）謹（一行）	上邊 五・三五 下邊 五・七	下 上	
9	眞言曰（八行）	〔解文(公忠2)〕 由公家（九行）	上邊 六・六五 下邊 六・七	下 上	

10	次結請虛（五行）	〔假名消息6〕 くるまの（五行）	上邊四・三 下邊四・二五	下	下	下貼り
11	次軍吒利（十行）	〔解文(公忠1)〕 散位藤原（七行）	上邊八・一 下邊八・二	上	上	
12	次閼迦（三行）	〔假名消息5〕 さふら[ふ]（四行）	上邊二・九五 下邊三・〇五	下	下	下貼り
13	次讃（十二行）	〔書狀(草名不詳)〕 （草名）敬言（六行）	九・一	上	上	
14	次羯磨印（九行）	〔假名消息4〕 このまた（八行）	上邊六・九 下邊六・八	下	上	
15	次佛眼印（九行）	〔假名消息3〕 おほつか（二行）	上邊六・六 下邊六・八	下	下	
16	次本尊念誦（五行）	〔念誦次第〕 次讃(ミセケチ)閼迦（三行）	上邊三・四 下邊三・二	上	上	上乗り
17	次本尊加持（三行）	〔假名消息2〕 いかには（二行）	上邊一・九 下邊二・二	下	上	
18	次散念誦（七行）	〔假名消息1〕 れいのお（九行）	八・九	下		
			全長　一一七・〇 天地　一〇・一			

本文の順を主とする都合上、卷頭より順番をつけたので、紙背の方は普通の數え方よりすると逆順になる。紙の幅は寸で數え、最下欄は、紙の繼ぎ方で上になつている所を上、下になつている所を下とし、註は、その繼方に異常なところ、卽ち上乘りか下貼りかの樣子を注意した。本文及び紙背文書は、右端の文字數字を並らべた。紙背には更に文書の類を示す爲に名稱を註し括弧をつけた。

三

前節の現狀を更に內容に就き當つてみると、一見して見分けのできる裏文書よりすると、2と7の淸正書狀はもと一紙、7が首で2が尾である。文はつづかない。9と11の公忠解文はもと一通、11が首で9が尾であり、文言は首尾相通じている。又13と16は料紙が褐色がかつて色濃く、且つ橫にあらい筋がでている。同じ料紙であろうから、16は恐らく13の餘白の部分であつたと思われる。一旦次第の本文を書いたが都合によつて反故として、紙背に廻し、その裏に再び本文を書いて繼ぎ合はしたのであろう。又10と12の假名消息は、文字の書體等相通ずるところあり、恐らくはもと一通だつたものの部分であろう。或は直ちに接續するものかもしれない。14の假名消息の假名ともよく似て居り、文中同じ言葉を同じように書いているところがあるから、14も10 12と同一の消息の部分かもしれない。17はよくわからないが、或は14の首端でもあろうか。然し17は疑問である。又15と18は書風相通ずるように見える。するとこれ

らの假名消息は、その他3と5の書風を異にするものと合わせ考えると、3、5、17 14 12 10、15 18、の四通に要約されるかもしれない。このうち、後の二者は書風が頗る似て居り、同一人の筆蹟かと思われるので、之を第一種とし、5を第二種、3を第三種として區別することができる。若し右の如くであるならば、これらの紙背文書墨付きを要約して、文書番號になおすと、

文書第一	邦鎭解文	斷片番號	1
〃第二	藤原淸正書狀	〃	7 2
〃第三	假名消息第三種	〃	3
〃第四	藤原師氏書狀	〃	4
〃第五	假名消息第二種	〃	5
〃第六	藤原爲光(?)書狀	〃	8
〃第七	藤原公忠解文	〃	11 9
〃第八	假名消息第一種(2)	〃	17 14 12 10
〃第九	(草名不詳)書狀	〃	13 16
〃第十	假名消息第一種(1)	〃	15 18

の十種となる。尤も散在する假名消息の斷片が必ずしも二通になるかどうかは不明だから、大體十二點位に數える方が無難であろう。しかし、まず十點と數えてみた。尙斷片6の白紙はどの文書の切れであるかは不明である。

つまり、右十種の文書類を料紙とし、之を切れ切れに切斷して、之を念誦次第の本文に合わせて繼いだものであることがわかる。然らばその本文の方はどうか。先ず行者が手を洗い口を嗽ぎ、淨衣を着して入室する事前の作法からはじまって、加持終つて禮佛出堂に至るまで、項目約六十數種に亘つて、次第書きされている。わたしは密教加行の次第はよく知らない門外漢だから、高井觀海著密教事相大系(昭和二十八年一月刊行)の第二章行法次第のうち、虛空藏法に紹介されているものと對照しながら列記すると次のようになる。上欄の1 2……は斷片番號に相當する。

斷片番號	石山寺本	高井氏本
1	洗手嗽口着淨衣入室	自房中至佛前作法如常 (第一莊嚴行者法)
	①普禮佛足	(1)壇前普禮
	②辨備供物	
	③着座普禮	(2)着座普禮
	④塗香	(3)塗香
2	⑤加持香水	(4)三密
	⑥誦淨三業	(5)淨三業
	⑦普禮	(6)三部
3	⑧五悔	(7)被甲
4	⑨四弘願	(8)加持香水
	⑩大金剛輪	(9)加持供物
5	⑪佛部	(10)覽字觀
	⑫蓮花部	(11)觀佛
	⑬金剛部	(12)金剛起

6
⑭ 被甲護身（被甲の眞言一行）

7
⑮ 地界
⑯ 墻界
⑰ 大虚空藏

8
⑱ 如來拳（結拳印）

9
⑲ 寶車輅
⑳ 請車輅
㉑ 迎請

(13) 普禮
(14) 表白
(15) 神分
(16) 祈願
(17) 五悔
(18) 發菩提
(19) 三昧耶
(20) 勸請
(21) 發願
(22) 五大願
(23) 普供養
(24) 三力

（第二結界法）
(25) 大金剛輪
(26) 地結
(27) 四方結

（第三莊嚴道場法）
(28) 道場觀 如來拳印
(29) 大虚空藏
(36) 小金剛輪

（第四勸請法）
(31) 送車輅
(32) 請車輅
(33) 召請

10
㉒ 結請虚空藏菩薩印

11
㉓ 軍吒利
㉔ 金剛網
㉕ 火院

12
㉖ 花座
㉗ 閼迦
㉘ 塗香
㉙ 花
㉚ 燒香
㉛ 燈明
㉜ 讃

13
㉝ 虚空藏普供養
㉞ 三力偈
㉟ 禮佛

14
㊱ 羯磨印
㊲ 三昧耶印

15
㊳ 佛眼印
㊴ 入我我入觀

16
㊵ 本尊念誦

(34) 四明
(35) 拍掌

（第五結護法）
(36) 結界軍荼利
(37) 虚空網
(38) 火院
(39) 大三昧耶

（第六供養法）
(40) 閼迦
(41) 華座
(42) 振鈴
(43) 前供養
(44) 讃
(45) 普供養
(46) 三力
(47) 祈願
(48) 禮佛

（第七念誦法）
(49) 入我我入
(50) 本尊加持
(51) 正念誦
(52) 本尊加持
(53) 字輪觀

17 ㊶ 本尊加持
18 ㊷ 散念誦
㊸ 塗香
㊹ 花
㊺ 焼香
㊻ 燈
㊼ 讃
㊽ 普供養
㊾ 以我偈
㊿ 閼迦
51 禮佛
52 廻向
53 懺悔
54 解界
55 火界
56 網界
57 墻界
58 地界
59 發遣
60 三部
61 被甲護身
62 禮佛
63 出堂
（以上）

(54) 本尊加持
(55) 散念誦
（第八後供養）
(56) 後供養
(57) 閼迦
(58) 後鈴
(59) 讃
(60) 普供養
(61) 三力
(62) 祈願
(63) 禮佛
(64) 廻向
(65) 至心廻向
(66) 解界
(67) 撥遣
(68) 三部
(69) 被甲
(70) 普禮
(71) 出堂
（以上）

右の如くみてくると、本巻は斷片9の第四勧請法以降は、大體に於いて高井氏著作の大系本にのる方式に一致するが、それより以前は、とかく前後したり、項目に異同が多いようである。それ故、わたしはこれには何か次第に錯簡でもあるのかもしれないと思い、紙繼ぎ、本文の連らなり、書風等を注意してみた。斷片2と7（紙背は第二清正書状）は同じ時の執筆であるから、その中間に何か書き改めることでもあつたためか、56が挿入された上に、2と5とに當てはめるように34が更に後に挿入されていることがわかつた。2の終りの端に胡跪合掌と書かれたのが半分切られて殘つており、それにつづく3の初めの行に同じく胡跪合掌とある。又4の終りは眞言で5の初めと陀羅尼が連續している。そして34は紙繼ぎの上に文字が書かれて一連であるが、前後に連らなる25とは書き方に異る一風をなして内容をつめて書いている。つまり、34に當る部分は先に書いたものが切り落されて、改めて挿入されたのである。これによつてこれをみると、ここに三箇の異なる書寫態度になる筆跡がある理由もわかるし、27の清正書状は首尾だけで中間が脱落して失われていることも了解ができた。かかる事情は全巻にわたつて認められる向きがある。

9と11は公忠解文の裏で、次第は同じ時の筆である。然るに11の㉓軍吒利の肩より注意の線をひいて、下の方に、次結請虚空藏菩薩印云々、次四明と一旦書いたのを消したものがあるのは、㉓軍吒利の前に不足の部分があることを注意したのである。さればこそ9の

㉑迎請と11の軍吒利の間に、別紙をもつて10の㉒結請虚空藏菩薩印を挿入した。挿入し終つたから注意書きの方は消したものに相違ない。しかもこの10は無雜作に9 11の間に下貼りにされている。12も亦10と同じような文字にて次第が書かれ、これ亦下貼りにされている。後の挿入であることがわかる。そしてこれらの次第の書風は、14 15 17 18の一圖と相通じており、そしてこれらの紙背文書は、第八第十の假名消息第一種1 2の斷簡である。

これらの事情が、本卷の書寫に三四の書風を示し、紙背文書を小斷片として散在させ、多くの筆蹟類を一卷のうちに寄せ集めていることにさせたのである。それ故に又、次第の項目に於いて、本卷と高井氏本と多少の出入りがあるのは、本卷に錯簡があるというよりは、或は作者の思考によるものでもあろうかと思わしむる。

それ故、わたしはこれらの異同に伴つて、誰か作者をひき出せるものかどうかを、史料編纂所の勝野氏に敎えを乞うたところ、かかる念誦次第から、個人を引き出すことは殆んど不可能であるといわれ、又錯簡等の疑問については、全卷にわたつて重要契機が順を追つているから、多少の出入りはあつても、この本はこの本として、これでいいのであろうということであつた。

わたしは密敎の事相に暗い故、勝野氏の言に從つて、本卷は本卷としての根本テキストに措定して出發することにした。隨分廻りくどい途を通つたが、本卷が餘りにも小斷片の集積であるため、又止むを得ぬ遠廻りであつた。

四

然らば本卷の念誦次第は史的に如何なる位置を占むるものであろうか。本卷を通讀してみるに、主として不空譯大虚空藏菩薩念誦法に依據しており、次何々と次第の項目を擧げて、それに伴う眞言に曰くとして陀羅尼を書き誌しているのであるが、契印等の說明は、この不空譯による本文を並記しているところがある。依つて不空譯の念誦法に述ぶるところを拾つてみると、一淨三業、二佛部、三蓮花部、四金剛部、五被甲護身、六結請虚空藏菩薩印、七軍吒利身印、八遏伽、九結献蓮花座印、十結大虚空藏普通供養印、十一羯磨印、十二三昧耶印、十三取水精念珠誦加持念誦眞言、十四誦虚空藏菩薩贊歎、云々という順になつていて、十八道加行に於ける十八契印に近い形式で書かれている。それは當然のことであろう。十八道加行次第も空海と傳うる御作次第になると、更に項目がふえ、加行が丁嚀になり、更に元杲次第になると更に一層懇切丁重となる。今この虚空藏念誦次第を之等に比較すると、大體御作次第[註1]より元杲次第[註2]に近いと思われる親切さであることは、その著作年代を推定せしむるよすがとすることが出來よう。先に擧げた高井氏本に說く虚空藏法の項目は大體に於いて、この元杲次第に準據している。元杲は石山寺の淳祐の弟子で十世紀中葉の頃の人である。

之を更に、行林抄第四十三の虚空藏法の項にあててみると、大虚空藏菩薩念記は皇慶の抄記であり、卷末に、「右依大虚空藏法意附

十八道、聊以記之。偏爲自行也、人不可用矣。」と附記されているものであるが、項目は更に繁雜となり、頗る懇切を極め、八十四項目に及んでいる。註3 皇慶は青蓮院法脈の高僧で、十一世紀前半に活躍した人である。それ故、本卷はこの行林抄のそれよりは古體を傳えているとしていいであろう。然るに、ここに最も注目をひくものは、この行林抄第四十三に虛空藏法として、皇慶等の傳うるものとしての次第がのつている。これは本卷のそれと非常に近い。項目を擧げると、

○先灌頂 ○擇地 ○作壇 ○安置尊像 ○辨備供物 ○入道場 ○禮佛懺悔隨喜勸請發願 ○著座 ○塗香塗手 ○淨三業 ○佛部心 ○蓮華部心 ○金剛部心 ○被甲護身 ○迎請 ○軍吒利 ○獻閼迦 ○獻蓮華座 ○普供養 ○羯磨印 ○三昧耶印 ○加持珠 ○念誦 ○安珠本處 ○三昧耶印 ○普供養 ○讃 ○閼迦 ○解界 ○奉送 ○三部心 ○護身 ○禮佛發願 ○出堂 ○堂外作善

となつている。さればこの傳來と本卷の草稿本と何等かの關係を示唆するものであるかもしれない。

更に考察を要するものは求聞持法である。これは善無畏譯虛空藏菩薩能滿諸願最勝心陀羅尼求聞持法經より得た念誦次第で、この虛空藏法と同じく虛空藏菩薩を念誦加持する次第を書けるもので、內容は大凡似ている。求聞持法については古い傳稱が附屬している。求聞持法は、奈良時代入唐僧道慈律師が善無畏より直接傳承して、之を善議に傳え、善議より勸操へ、勸操より空海へと受けつがれた古法であるという。空海は入唐して恵果阿闍梨より更に別に求聞持法を傳えたという。それ故秘法次第に二様があり、大師入唐以前と以後とあるとされるが、それがどんなものであるかは密宗に於いても判然としないといわれている。しかし大師がこの經を知つていたことは、その著三教指歸に虛空藏菩薩求聞持法經にある經文の意味が、文章となつて收められているので知られるところである。今殘されている大師御作求聞持法は古法を傳える和本として珍重されており、その本文は弘法大師全集第十三卷に收錄されている。その次第をみると、圖像擇地作法安尊辨供（己上如軌）とあつて、○先晨朝洗手面 ○辨備供物 ○像前禮拜去覆面 ○塗香 ○護身法 ○灑淨 ○加持供養 ○表白神分（任意） ○結界 ○形像眞身不二觀 ○請本尊 ○華座 ○五供 ○讃 ○普供養 ○三力 ○五大願 ○禮佛 ○本尊加持 ○正念誦 ○入法界觀 ○散念誦 ○後供養 ○讃 ○普供養 ○三力 ○五大願 ○禮佛 ○廻向 ○解界 ○撥遣 ○護身 ○出堂の順に擧げてある。然しこの御作求聞持法次第はそれが確に大師作であるかどうかは色々と批評されている。新渡のものならば三十帖策子にありそうなものだが、見當らない。すると勸操僧正より傳うる古法を傳えるものということになるのだろうか。然し江戸時代鐵眼禪師の刻した儀軌は明本によつており、槩本と呼ばれるものだが、之と和本と比較すると、大同小異である。それ故上田照遍師は、和本は明本と同樣の儀軌によつて編撰したものであつて、そうしてみれば、「大師豈己が相承の儀軌を捨てて、他本に依

つて編撰するの理あらんや、故に應に眞僞未決の部に攝する所となすか」と大いに疑つている。そして、東寺寶菩提院藏延享元年の寫本に、『本云、於仁和寺御室御所御本寫了。彼本奥云般若寺奉受僧正御房也」佛子寛空』とあるをとつて、照遍師は蓋し大師の眞撰に非らずと雖も、奥書に般若寺僧正の許より出づと見ゆ、誠に古代の書なりといい、又釋雲照師も同樣に、大師の作ではないが古代の撰であるといつていることが同全集の求聞持次第の終りに附加されている。卽ち、この奥書によつて、大師眞撰といわれる求聞持法は、實は般若寺の觀賢の本を寛空が傳えたものであることを強く主張して、その成立年代をここまで下げようというのである。觀賢は醍醐の聖寶の弟子で石山の淳祐の師であり、十世紀初頭の人であり、寛空は十世紀後半に歿した東寺の僧である。

今この御作求聞持次第と本卷の念誦次第とを比較するに、御作の方がその簡單さの程度が今一段薄いようである。つまり本卷は御作よりは幾分時代的に下るものではないかと思わしめる。

卽ち以上の諸例からすると、本卷の虛空藏法は、十世紀初頭の觀賢よりは後で、十一世紀初頭の皇慶よりは先き、大體十世紀中葉頃の元杲の時代に近い頃のものと想像される。そして求聞持法に傳稱があつて、虛空藏法にないのは、虛空藏菩薩の加持には求聞持法次第が先に出來ていて主としてそれによつて行われ、虛空藏法が後にそれより派出したということを想像させるのではなかろうか。從つて、十世紀後半の康保三年の年紀のある文書を料紙とした本卷の念誦次第が、苦心慘憺たる草稿本であることは、何かこの間の事情を想像させるものに、寄與するところがあるのでもあろうか。わたしのような門外漢が何を空想したところではじまらぬ話ではあるが、本卷の草稿本は、康保三年といふ年紀よりして、さして古くもならず、又さして新しくもならぬ史的位置を占めているように思われる。或は又、虛空藏法を新しく求聞持法より特出させようとした試藁の一つででもあつたであろうか。

註1 2　高井觀海著　密教事相大系一一一頁—一一六頁參照。
項目は行林抄第四十三參照。

註3　何、栂尾祥雲著、「祕密事相の研究」には十八道加行次第の現行法がのつており、項目は更に複雑となつて百二十五項目になつている。以つて一斑を察すべきものがある。

五

扨て、然らばこの念誦次第はどんな具合に筆錄されたか。筆寫の體は大凡二類に區別される。第一類は匆々たる落筆で、氣樂に書形も整つてはいない。㋑斷片番號1 2 5 7 8 9 11、㋺13 16（紙背の次第反故）㋩3 4。他の第二類は、前者に比すると先きのある筆で鋒芒鋭く、強く整つた書形をなし、墨色も濃い。㊁6、10 12、14 15 17 18、16がこの類である。

そして、以上これらの二類四團の筆蹟は、何れも異れる時の、異れる氣質を表現して居り、書寫態度の相違により、かくも異れる表現をみるかと思うと、まことに興味を禁じ難い。その何れもに、共

通する筆法と機構があり、その間徐々に相一致する風態を示すものがあつて、全く同一人の時を異にする筆蹟と鑑定される。それも、餘り月日を、歳月を距てての書寫とは思われぬものがある。

筆錄順序はどのようであつたかは想像を超ゆるものがあるが、物の順として、第一類が前で第二類が後であるとはいえそうである。(ロ)は(イ)より後であろう。(ハ)は更に後で、恐らくは最後に當つているでもあろう。16の紙背になつている次第反故は、念誦次第の本文からすると末尾に近い第八後供養法に屬するもので、13と同時の書寫である。それ故16の本文は勿論それより後になる、多分第二類と同じ頃であろうか。

これを文書番號にそつてなおすと、

第一類　(イ)　第一邦鎮解文(1)
　　　　　　第二清正書狀(2 7)
　　　　　　第五假名消息第二種(5)
　　　　　　第六爲光書狀(8)
　　　　　　第七公忠解文(9 11)
　　　　(ロ)　第九(草名不詳)書狀(13 16)
第二類　(ニ)　第八假名消息第一種2(10 12)
　　　　　　〃　〃　(14 17)
　　　　　　第十〃　〃　1(15 18)
第一類　(ハ)　第三假名消息第三種(3)
　　　　　　第四師氏書狀(4)

となる。これをもつてみると、(イ)は主として文書書狀で、邦鎮及び公忠の解文には康保三年三月頃の年紀がある。以下(ニ)になると假名消息が用いられ、之につづく(ハ)亦假名消息がある。これによつて、筆者は大體どんな文書類を手もとにおいて筆錄していつたかがうかがわれる。それにしても、(ハ)が最後であると想像するにしても、餘りその間に距りのない時の書寫と思われる故に、その料紙となつた第三假名消息第三種、第四師氏書狀が、他のものより時をへだてた後のものとする必要はない。寧ろ、これら十種の文書消息はその當座手もとにあつたものとして考うるに差し支えはないと思われる。卽ちこれら十種の文書消息は大體康保三年前後のものとして一括して考察し得るものであろう。

それ故、これら十通の文書類を一括して順次釋文を取つて解說してみると、

第一、邦鎮解文（斷片番號1）

（斷片1）
邦鎮謹言、須下今日與二中滿法師一共參上、辨中申御稻幷御買□
[等]事上、而依レ有二相障一、暫逗留侍、湛慶共參候、且啓二上有[樣]□一
辨二申是非一、謹言
□□康保三年三月十七日邦鎮解文□

以上四行、宛名は切れていて、そこに重ねて本卷外題の一部念誦次第と讀まれるものが半分見えている。邦鎮その他文中の僧は不詳、康保三年三月十七日の日付がある。

第二、藤原清正書狀（斷片番號72）

（斷片7）
今日例經事、圓泰法師令行[侍]

16　17　18　軸

挿圖 1.　虚空藏菩薩念誦次第　紙背文書　（以上一八頁までつづく。下の竪線は紙繼を示す。）

らむや、乗物不レ諸侍なむ不□（參？）

侍、清正謹言

清正謹言、田事頻示遣、而申ニ他行之由ニ未レ□（受？）ニ

返報一、今朝無レ仰之前示遣（マ遺）了、随レ返

追將ニ執申一、至ニ直殘（錢？）ニ未ニ究遺（マ遺）一、然而

相約侍、又今日之内方計送遺（マ遺）侍

（斷片2）—・—・—・—（祐？）

明旦之間參入、又々〔？？〕成敗之□（？）

（？）自參入執申、清正謹言

三月十八日散位藤清[正]

以上七行と三行。年紀なく三月十八日付。宛名はない。文中直殘は直段の殘額か、恐らくは殘は錢の書き誤りで、直段の錢のことであろう。この清正は文字がちがつても平氣であるらしい。遺を遣と書いているのも、これと同樣であろう。7は首、2は尾、中間は脱落、2の初行は解讀が出來ない。内容は、例經、圓泰法師、又田の事も寺の田の事か、寺に關係した文書かと思われる。

書狀の筆者散位藤原清正は不詳、三十六歌仙の一人藤原清正は天德二年七月（九五八）に歿している。康保三年よりすると八年前である。少し間隙があり過ぎる。因みに歌人清正の傳をしるすと、兼輔の第二子、延長八年從五位下、承平四年紀伊權守、それより備前權守、右兵衛權佐、藏人、藏人頭、齋院長官、修理權亮、近江介、左近衛少將、紀伊守を歷任、從五位で卒している。

この間餘白

15

第三、假名消息第三種（斷片番號3）

（斷片3）

しますく\に
こと

これにはとゝめ

はへりぬ

ひとひのおほんかへり[に]（ミセケチ）は

かのひとにたいめしてもの

しはへりにき、かのひと

14

首部六行の斷簡、宛名日付等なし。

第四、藤原師氏書狀（斷片番號4）

（斷片4）

（草名）（師氏）言、依二仁王會事一堂具借[書]

奉レ入如レ例、被レ勞二借禪林寺

等一甚所望也、只今堂具相違太

爲レ煩、相二計可レ有寺々一被二補綴一甚

佳く\、參二外記一之間不レ能二自申一、悚[恐]

謹狀

二月十七日左衞門督藤（草名）（師氏）

謹上　池上御房

13

仁王會の堂具の借用書をいれて、禪林寺や、有りそうな寺々に相談して補つて欲しい旨の斡旋を依賴した書狀である。宛先は池上御房、二月十七日で年紀を缺くが、康保頃の左衞門督をしらべると師氏がでてくる。草名は師氏と讀める。師氏は關白太政大臣忠平の四男で、母は左大臣源能有の女、安和三年七月十四日（九七〇）大納言で薨じている。時に五十八歲。枇杷大納言、或は桃園と號した。名

13　12　11

門の公卿である。師氏が左衛門督を勤めていた時は、天德元年（九五七）より安和二年（九六九）の間である。康保三年は正三位中納言左衛門督、五十四歲。この年二月廿三日仁王會があった（日本記略）、若しこの年ならば二月十七日付の書狀はよく相應する。しかし年次は勿論不詳。

第五、假名消息第二種（斷片番號5）

（斷片5）
しはゝとはせたま[ふ]
ことをなん、いともかしこ
まりきこえたまふ、なほ　（えは江）
おやしことなん、よのほと
はものしたうふめる、[け]
ふなん、又ひるかひせさ□（せ）
たうひつる、たゝおほんい[の]
りをそたのみきこえさ　（えは江）
せたまふめる

消息九行、尾が切斷されているかは不詳、例によつて宛名日付もない。內容は病氣をしているとみえて、「ひるかひ」卽ち蛭に血を吸はせて治療をしている。それで祈禱を依賴した消息である。

第六、藤原爲光（?）書狀（斷片番號8）

（斷片8）
爲光（草名）謹言、所被賜千壽□

僅に一行、草名は爲□、爲光かと讀まれる。藤原爲光は右大臣九條師輔の子で、正曆二年太政大臣となり、同三年（九九二）五十一歲で薨じている。歿後正一位を贈られ相模公に追封され恒德公と謚され

11　10　9

た。又法住寺相國とも呼ばれる。非常に崇佛家であつた。康保三年は正五位下藏人で廿五歳に當る。天祿元年（九七〇）參議從四位上、數歳にして從三位權中納言となり、貞元二年（九七七）大納言從二位、永延元年（九八七）從一位右大臣。師輔も信仰が篤かつたが、その子に篤信の者が多かつた。

第七、藤原公忠解文（斷片番號11 9）

（斷片11）［散］位藤原公忠謹解　申請　池上御房　恩裁事

請殊蒙二　恩惠一隱二忽身恥一顯二面目一愁狀

［右］謹檢二案內一公忠成二四箇度功課一、可レ被レ預二温官一之由、雖二愁申一、
［於］二　公家一、于レ今未レ有二　恩賞一、爰公忠及二六十之算一、可レ仕二　公家一
［殘］齡不レ幾、因レ之廻二方術一望二申齋院　御禊料大和介一、而臨二成
［熟］之期一、忽有二横妨一、其妨之趣、或人々爲勞濟、得意者廻二左
［右］謀計一所二横妨一也、方今謹案二事情一公忠宿衛騷動之時無犯［之］
（斷片9）
［由］、公家是所二知食一也、而暫爲レ相下慰可レ被レ追二捕舍人一愁上以［無］□□□
□之愁文、被レ下下給可二對問一之宣旨上、爰國司有二宿衛之方用意一、干
レ今未レ令三召二候先人一、因レ之讒奏之人、奏二未斷之由一、爰　公家暫留二
恩澤一似レ不レ遂二件望一、爰國內庶人聞下望三申件職一之由上得意之者［每］
［成］レ慶、不受之者忽致レ妨、若不レ遂二件事一者、非レ可二捧レ面交一レ衆、生前［之］
大恥莫レ過二於斯一、望請　御房恩裁、殊廻二　恩濟一遂不レ成二件□一
者、被レ申三替禪林寺修理新一、懷恥老夫不レ知二爲方一、注二任レ心之狀一謹請二
恩裁一如レ件、謹解

［康］保三年三月五日散位藤原公忠（注自署）

斷片11は七行、斷片9は九行。9の初行は斷片10に貼り込まれ且つ

この間餘白

この間圖版第三

8　7　6　5

虫損あり、不明の個所があるが、文意はほぼ前後に相通ずるから、この公忠解文は全文であろう。文意は散位藤原公忠なる者が、池上御房に裁きを請うて、身の恥をかくし、面目を顯さんことをうつたえたもの、公忠は既に六十歳になるので、朝廷に齋院御禊料の大和介を賜わらんことを望み、成就しそうになっていたのに、急に横妨する者があつて駄目になつた。その事情を考えてみるに、國司宿衛騷動の時公忠惡事を犯したという讒言によるようだが、公忠はその時何等犯すところはなかつた。だから舍人を追捕してくれとうつたえたのに、「謂れなきものというのか」追捕でなく、對問せしめよとの宣旨を給つた。ところが國司の方では今以つて先きの人を召候せしめないので對問も出來ない。之に因つて讒言をした者は、裁判は未だ決定せずと奏した。これでは先の望を逐げることも出來ないような有様で、人前にも出られず恥かしいことである。それ故御房の恩裁にすがつて、その方が駄目ならば、禪林寺修理料に替えて頂きたい、という趣旨のものである。池上御房に宛てたもの、康保三年三月五日の年紀がある。公忠は自署で、本文は書記の字である。公忠はその傳未詳、歌人公忠は源姓だから藤原公忠とは勿論別人である。

因みにこの公忠解文と第一邦鎮解文とは、既に竹內理三氏著平安遺文第一巻に收錄されて發表されている。竹內氏は斷片9の初行の虫損の所に無□言語□之愁文と當てているが言語は無理であろう。又五行目に廻万術となつているが原文は廻方術となつている。又第

4

一邦鎮解文の第二行の下端、啓上有□となっているが、この缺字は様であろう。史料編纂所の高橋氏齋木氏の教示によって、ここでは右の如くにすることにした。

第八、假名消息第一種2（斷片17 14 12 10）

（斷片17）
いかにはへるにかあらん

（斷片14）——・——・——・——・——
□さらねは□
このまたを[?　]ま□
さふらはさらんヶ[も]
おほんふみはかしこまり□
とにはくとさはへ[ら]
？？？？
なんみたまへつるくたりにさに□
はへらんこのひころかくら□
もたははへらてなんさふ□
はれけるこのおほさ□

（斷片12）——・——・——・——・——
さふらふ□
にもひことはかりにはへる□
おほやけことはかくなん□は
（斷片10）——・——・——・——・——
[ける]さてかのおほ[ん]
くるまのことはいま[と]
なんさふらはすへきさき□
たまりいつこはさふらはせ□
てきまたをとめすして□お
[ほん]てらになほさふら□ひ

實に讀解困難な消息で、數ヶ所釋文未定である。後考をまつ。

第九、草名不詳書狀（斷片番號13）

この間圖版第四

1　2　3

（斷片13）（不詳）（草名）敬言、日來久煩二風病一
昨初參內、如レ此相礙、不レ得二
參候一、恐憤申侍、抑例天
供從二來廿五日一至二晦日一六个
日、二季料欲レ令レ修レ之、若
有二御障一者、以二他人一令レ行

草名は未詳だが、或は賴忠を東忠として一字で忠のように書いたものか。若し賴忠ならば太政大臣藤原實賴の子で康保三年は右大辨から左大辨に轉じ當時四十三歲、六月一日東宮昇殿十月五日昇殿（公卿補任）、とある。これは一案である。

第十、假名消息第一種1（斷片番號15 18）

（斷片15）おほつかなきまてにきこえ□
□さりける、かしこまりになん　（えは江）

（斷片18）—・—・—・—・—
れいのおほんかへ□
にとてなんかくかならすなほ□
おもひたまふるこころにてなんす？□
？えさふらはぬかいともくちお
きことをなんおもひたまふ□
このさいくのすけたにもさ□
らひたふなり、そ？ひついて□
このちまきはいとすくなけ？□
まつとらしもさんとて

書風相似て同一の消息か、15 18との間に脱落があるか否か不明である。さいくのすけとは齋宮助で、齋宮寮の次官、正六位下相當官である。それを賜わつたから、すくないけれどもちまきを贈るとでもいうのか。するとその時の添狀のようである。

以上十點の文書消息をみるに、年紀のあるは邦鎮と公忠の解文で康保三年（九六六）三月、師氏書狀は天徳元年より安和二年（九五七―九六九）の間というに止まり、他は全部年次は不詳である。又宛先きも、師氏と公忠に池上御房とあるだけで他には何もわからない。そして斷簡ばかりで且つ假名消息も多いので、內容も尙不詳なものばかりである。全く手の下しようもない筆蹟群という他ない。然し猶みると、これらの文書類は、大方寺に關する事項が何處かしら含められている。それ故、これらは、康保三年頃池上御房に宛てた文書消息類の一群ではなかろうかと想像したくなるものといえよう。更に想像を逞うすると、それらの手紙類を手もとにおいた池上御房なる僧侶がそれを用いて念誦次第を書きとめたのではなかろうかと想われもする。

然らば池上御房とは如何なる人か。思うに貞元二年（九七七）四月二日に七十二才で遷化した石山寺座主第四世池上僧都寛忠のことであろう（石山寺年代記錄）。寛忠は仁和寺の宇多法皇の皇孫、兵部卿敦固親王の第三子である。諱は長信、法皇の宮に入つて得度剃髪、長じて石山寺淳祐大徳について兩部の灌頂を受法し（天慶九年九四六）後更に東寺の寛空について重ねて灌頂をうけた（康保二年九六五）。宇多法皇は眞言宗の廣澤派であり、寛空は法皇の血脈の嗣であり、一方淳祐は小野派だから、寛忠は兩派にまたがつた碩學だつたのである。寛忠は初め南部の大安寺におり、後仁和寺雙岡の池上寺を創始してここにゐた。それで池上僧都と呼ばれた。賓僧傳によると、淳祐の法璽をついで相尋いで座主となるとある。石山寺座主第三世淳祐は天曆七年七月二日（九五三）に遷化しているから、それ以降石山寺の第四世となつているのである。

寛忠の傳は、僧綱補任、東寺長者補任、石山寺年代記錄、仁和寺諸院家記、或は眞言傳法灌頂師資相承血脈、血脈類聚記のような血脈關係のもの、或は古事談、古今著聞集、又傳書としては元亨釋書、本朝高僧傳、傳灯廣錄等にしるされて、皇室出の僧として名高い人である。諸書に多少の出入はあるが、天德四年（九六〇）內供奉、安和元年（九六八）律師、同二年權小僧都、東寺三長者に加えられ、天祿元年（九七一）法務、天延二年（九七四）僧都になつている。皇孫の出家にして僧官に歷任するは寛忠を以つて始めとすといわれ、東寺四長者の初例をひらいたといわれる。以つて寛忠が當時如何に器重せられたかを察することが出來る。世に宮僧都と呼ばれた。

寛忠に有名なのは、密教秘法の嚴修に達していたと傳えられていることである。殊に孔雀經法の修法は名高く、村上天皇の御代一時その修法は止められていたのを寛忠は復興したといわれ、又この法を以つて彗星の變に際してその尾を切つたと諸書で讃歎している。霊驗多きに居るといわれるわけである。その他千日護摩、後七日法

や灌頂の記事が見られる。

右のような寛忠の傳や人と爲りを見ると、この念誦次第が石山寺に傳來するというのも自然なことに思われる。そして又、この虚空藏法の念誦次第なるものを草したのも、秘法嚴修に名のある寛忠であつたであろうかと想像されてくるのも自然である。それ故、これらの文書は寛忠に、或は寛忠に關して宛てたものであり、それを用いて寛忠が虚空藏法の念誦次第を草したものかとしてみたい。若し然らば、寛忠に關する一資料を提供することにもなるし、この念誦次第は、おそくも寛忠歿年の貞元二年（九七七）までの間に成るということになる。從つて紙背文書の下限もこれで決つてくる。

すると紙背文書の中に爲光かと讀まれる草名も、多分爲光としていいであろう。石山寺年代記錄に、座主池上僧都寛忠の置文に、此寺者故九條右丞（師輔）舨依地也、代々殿下無㆑不㆓欽仰㆒、就中當寺大相國（兼通）忠義公殿下施㆓其恩德㆒云々と傳えていて、石山寺と九條家との間柄を思わしむるものがある。爲光は師輔の子である。そして石山寺座主第五世として寛忠のあとをついだ深覺大僧正も又師輔の子である。深覺は寛忠について密部を研習し、又寛忠より血脈をうけた石山寺の平琳について十八契印法を受けた。孔雀經法を修めたことが知られているのも寛忠の後嗣として因縁が淺くないような氣がする。仁和寺諸院家記に禪林寺大僧正深覺とある。紙背文書に禪林寺關係が二ヶ所もあるし、それが共に池上御房宛のものであるのを見ても、これも何かの間柄を示唆するやうに思われる。爲光も亦九條家の一員としてここに登場してくるのも自然のように思われる。

それ故、池上御房は寛忠であろうというには寛忠が虚空藏法を修めたとか、念誦次第が存在したとかいうような根本史料か、或はその筆蹟が寛忠であるということを立證しなければならぬ。それ故、そのような根本史料をさがしてみたが、未だに見出すことができない。又寛忠筆蹟として世に知られているものもない。しかし、石山寺をそのつもりで調査をしたならば、或は何か望みをかけるものがでてこないとも限らぬような氣がする。それ故、わたしは他日機會を得て石山寺を調査したいと思つているが、さしあたつて今の所では、この問題を決定させるものに當ることができなかつた。それ故、この念誦次第の筆者寛忠説は、可能なる一想像説として提出するほかないのである。

現在密敎で行われている加行次第方式は、大體この寛忠の頃か、それより少し前の頃かに決つたものに依據しているようである。虚空藏法も亦その頃に草稿本があるのも示唆深い。然しその間に寛忠の關與があつたか否かについては、手賴るべき史料がでない間は、關與があつたともなかつたとも、何れともいうことができないのである。抑も虚空藏法は福德智惠高聲の增益のために修する秘法とされ、虚空藏菩薩念誦法によると、業報を銷滅し、福德增長財寶獲得のため、求聞持法によると、滅罪と共に善願成就苦患銷除とされ、陀羅尼經によると、長命、疾病を銷除し、王及び大臣の安隱のため、更に難產や瘧をいやすとされており、五大虚空藏法に至ると、

金門鳥敏法ともいわれ、これをカノトトリドシ法と讀んでいるように、古來辛酉の年は革命の年とされているので、除災のために之の法を修している。そしてこの虚空藏法は、その名の如く天空の異變、殊に日蝕月蝕の日に滿願になるやうに百ヶ日嚴修する秘法であつて、密宗秘法中でも八千枚護摩法とともに、秘法中の秘法とされているものであるといはれている。

ところが、康保三年から貞元二年の間の天變はおびただしいものがある。試みに中央氣象臺の日本氣象史料より拾つてみると、日本紀略諸道勸文親信卿記等よりの採錄であるが、日蝕では、康保四年六月一日、安和元年十二月、天祿元年四月一日、同二年十月一日、同三年九月一日、殊に天延三年七月一日には、卯刻皆既（日本記略、朝野群載等）とあり、この理由をもつて、翌四年七月十三日には天延が貞元と改元されたとある。月蝕では、安和二年十月十五日、天延二年十月十七日、同三年十二月十六日、貞元二年六月十四日。彗星の變では、康保三年十一月廿五日、天祿三年正月十四日（白彗月を貫く、長さ四尺五寸）天延三年六月二十二日（彗星艮に見わるること五日、團扇の如し、長さ五六尺）貞元二年一月二十四日。この年頃は彗星がよくでたものと見られる。その他惑星等の記事も再三に及んでいる。

これらをみると、虚空藏法が修せられてもいいと想像されるときは何回もある。寛忠が孔雀經法を修めて彗星の尾を切つたと傳えられるのは、或は天延三年六月の團扇の如しとされる彗星であつたのかもしれない。何を想像するにしても、この際秘法の記錄が之に伴わなければ、畢竟想像は想像に止まる他ない。そうした記錄は未だ見當らないのである。それ故寛忠說の可能性が多少强まるというだけのことで、所詮想像說の域を脱することはできない。只種々の點からして、寛忠說の可能の公算は大きいとはいえよう。

六

以上の如く、念誦次第寛忠草稿說は一種の想像說の域を脱しない爲に、紙背文書の年次不詳なるものの下限が貞元二年とする說も、動揺をまぬがれない。それ故、先ず念誦次第の筆蹟について考察してみたいと思う。

康保三年といえば、その歳の暮に道風は歿しており、道風は和様の書風を大成して書道界を驚倒せしめ、日本書道史でいうと、和様の創始として大變な變轉期である。延長といえば康保より約四十年も前だが、その頃既に道風は、豐滿にして整齊なる書風を大成しているのであるが、この念誦次第の書風には、その道風流の豐滿にして濃艷なる書形の影響は全然見られない。道風の屛風土代（御物）や智證大師賜號勅書（國立博物館藏）、或は正木氏藏三體白詩卷と本卷と比較すればよくわかる。本卷は道風以前の古風を存している。殊にさきに二つに分けた第二類の、斷片15（挿圖2）の部分などは、更に古い風を傳襲している。筆鋒を鋭くして切れの長い意志的な書風は、平安朝初期の風であつて、そのよる所は正倉院等に傳うる奈良時代古文書の遒勁な書風の亞流である。貞觀の頃というならばとも

かく、既に天暦を超えたこの時代までもつづいていたかと、傳統の根强さに一驚される。この書風は主として僧侶の間に傳えられたものであろう。官牒文書には見られない。さう思つてみると、空海筆三教指歸（國寶・高野山金剛峯寺藏）を想起せしむる趣きがあつて、寧ろその風を慕つているのではないかと思いたい位である。多少神經質的になつているのが、時代の色の相違ともいえよう。そして更にこれに似た寫經をさがすと、天暦七年（九四四）の奥書のある大般若經一卷（重文・岐阜縣星宮神社藏）があるが、これの方が本卷よりはも少し和様をいれて柔かくなつている。第一類の方の書は（挿圖3）卒意の書だけあつて、第二類に見られる神經質的なところもなく、氣

挿圖 2.　虚空藏菩薩念誦次第（斷片15）

3　2　1

挿圖 3.　虚空藏菩薩念誦次第（斷片 1, 2, 3）

樂に字形のみだれを平氣で書いている。平安初期末葉のみだれの後であるともいえるが、道風の影響はここにも見られない。寧ろ傳宇多天皇周易抄（東山御物）などと、時代思潮の特色を同うするものである。

それ故、これらの筆寫年代は、古風に連らなる要素が多いものであるから、卒然として出されたら、十世紀以前乃至十世紀前半位に鑑定されそうである。されば、康保三年（九六六）以降であつても、さして後に下るものではなく、寧ろ康保年間に近い頃のものとしないわけにいかないであろう。それに第一類をみると、老筆の趣きがある。それ故、本卷は、道風の新書道とは沒交渉の世界に生存していた老人の僧侶で、康保三年以降、これに近い頃に書いたものであらうとしていい。

さうすると、紙背文書も亦、康保三年前後といつても、その後に當るものは、矢張り三年に近いものであるとすることが出來よう。

七

扨て、彌々筆蹟に就いて書けるときがきた。しかし、紙背文書も念誦次第も、見渡した所何れも天下の名筆というわけにはいかない。寧ろ、康保三年の前後に如何なる書風が存在していたかを示す資料であつて、それ故、如何に書道史に組み入れられるかが論述の主たる趣旨となる。よつて逐次檢討してみよう。

先ず、前節に引きつづいていうならば、念誦次第の書は、書道史家のいう道風の新書道に對して大江朝綱の舊派といわれるような、別派な書道の存在を示している。朝綱には延喜十九年（九一九）の紀家集（重文伏見家藏）があるが、これと相通ずるものがある。そして、これは寫經や書籍類に多くの類を見出すようである。

これに比すると、紙背文書の第一邦鎮解文第七公忠解文は共に、書記の書風であつて、寧ろこの康保の時代を示すというだけのものである。然し第二清正書狀になると、骨のある強い筆で書かれていて、俄然興味を覺ゆる。書形はうちにせばまる傾向があつて、鋭くはあるが闊達ではない。これも道風の影響の餘り甚しくなかつたものである。この清正書狀のような書風が當時存在していたことは、當時の人清胤王の筆蹟に見られる。東京國立博物館藏九條家舊藏延喜式第二十八卷の紙背には、清胤王の書狀やその關係文書數通がある。康保三年八月三日付の書狀などは出色の出來で、この清正書狀の風を思わしむるものである。この点、清正書狀も、この時代に道風とは別な一風の存在を示すものであつて、注目に値する資料である。

第四の藤原師氏の書狀は、根底は王羲之を習つた人の手であつて、落付いた形の美くしい、いい書である。品格も高い。筆の特色をいうと、あたりをちいさく柔かくして、やがて肉太く暖かに、そしておだやかに線をひいていく。この筆意は道風の書に著しい特色であり、その他書形の整齊さも亦共に、道風の新書道の意義を掬みとつたもので、道風の影響の強いものであることを示している。師氏は宮中の公卿として道風の書に親しい生活をした人であろう。溫

挿圖 4.　延喜式　第二十八巻　紙背淸胤王書狀（東京大學史料編纂所寫眞）

和な書である。温厚、これは彼の性格の表われであらう。常識的にととのつた、如何にも平安朝的公卿であつたのであらう。平安時代このような温厚な性格を表わした書狀では舊闕戸家の行成書狀があり、古くは最澄尺牘（久隔帖）がある。そんな意味で本書狀は珍重されるものであらう。

佐理は道風を暢達逍遥に進展させたが、師氏は道風の温雅にして整齊のも一つの面を受けているのである。この一面は行成にも傳つている。道風の後、道風の影響のあつた作例とすることができる。その點素晴らしい名筆とはいえなくとも、書道史に新資料を提供するものといつていい。尙師氏の筆蹟は本書狀が初出であつて、その外には未だ出ていない。

第六の爲光書狀は、僅か一行だが、注目される。爲光も亦道風の影響にあるものであるが、寧ろ佐理の進路に近い書風である。この書を逍遥にすれば、佐理の詩懐紙が完成するだろうと思わしむる程である。これは爲光は佐理の影響をうけたとすることもできようし、或は又、道風より佐理への動きが、時代の動きであつたのかとも思わせる。爲光は佐理より二年年長で殆んど同時代の人であり、若し本書狀を康保三年とすれば爲光二十五才である。そして佐理は左近少將に任ぜられた年で、これより三四年の間に、佐理は詩懐紙を書いているのである。そして道風よりの時代はここで又大きく轉回していることを示しているのである。この點爲光の書狀の存在は時代的に面白い。

第九の草名不詳の書狀は、相當達者な筆で、既に和風を帶びて所謂道風などの新派の一つである。然し道風とも異る他の書風に屬するものの一風であることは、當時既に和様が横にひろがつていたことを示す一例ともなるものであろう。

以上ここで一括してみると、前代の大立物小野道風の書風が分科して二方の特色を示す爲光師氏の書があり、又道風とも異る一種の和様として筆者未詳のものがあり、更に舊派の書道を示す念誦次第

の風もあり、更に新舊兩派の中間にあるような淸正書狀がある。それ故、これらによつて道風歿年頃の世の中のひろがりの一部を見ることは、この時代を考察するに好き手がかりを提供するものといわねばならぬ。

假名消息は、右のような意義に於いては、殊に價値がある。假名消息としての最古の資料の新出現であり、しかもここには、第三、第五、及び第八第十の三手の假名消息が並存しているのである。康保の頃の假名などは、これと呼ぶべき資料がなかつたのでこれまでまるで雲をつかむやうなものであつた、勝手なことが云われていたが、本消息群の出現によつてその據るべき道が明示されたのである。その價値の大なることはいうまでもないのである。

先ず第一種の第八第十の假名消息であるが、これは頗る古體を傳うるもので、最も書道史的に興味を覺ゆるものである。その字體を見るに、假名書道に於ける「さう」より脫化して行つたと思わせる初期のおもかげを傳うるところがあつて、特に斷片10 12の圖版にしたものにその樣子が見られる。例えばやは也から、ろは呂からきた樣子をよく傳えているようなものである。根本は獨草的であるが、それがつづけ書きに移つている過渡期の形式を示している。實に珍らしいものである。この手のものは現存古筆切れの中にはない。これをみて直ちに想起するものは、藤原定家が臨模して紀貫之の筆跡の證本とした、臨土佐日記（重文、前田家藏土佐日記、挿圖5）の二葉である。これも「さう」より脫化したばかりの假名の獨草的書體を示しており、この兩者を比較してみると字體の根底も共通しているし、書き方のたどたどしさも似ている。その趣致形勢に於いて正に共通した一派のものとしていい。

挿圖 5. 藤原定家筆　臨紀貫之筆土佐日記

貫之は承平五年（九三五）土佐日記をつくり、天慶九年（九四六）に歿しているから、康保三年頃といえば、その三十年乃至二十年後ということになる。卽ち貫之の土佐日記風の假名書道が康保の頃に尙傳つて存在していたことを示すと共に、逆に又、本消息の存在によつて、定家が貫之の眞蹟の證本としたものは多分確に貫之の眞蹟を傳えたものであろうと確信させる資料ともなる。つまり、貫之の書風を推定させる一據點を提供するものであろう。

定家は筆癖の強い人であり、且つ老眼で盲目の如き頃のうつしだといつているから、多分うつしくずれのひどいものであろうことはいえるが、猶以つて貫之書道のおもかげを追想させる事はできる。本

消息と定家臨書との關連を知れば直ちに會得されるところがあろう。その原本は定家の臨書のような輕薄にしてせせこましいものではなく、もっと澁味があって、堂々と落付いた大らかなものであったであろう。本消息を更に立派なものにしたものであろう。それ故、定家の臨本を目して、畢竟はこれ定家の鑑定によるものであるから、信じられるかどうかわからないような言説を立てる向きの者があるが、それが如何にいい過ぎであるかがこれでわかると思う。從って又後世古筆家が貫之筆と鑑定する自家集切も寸松菴色紙以下の古筆切れも、すべて貫之筆とするわけにいかないこともよくわかると思う。

即ち本消息は、それ自身の價値の他に、貫之筆蹟考察への一據點を提供するものとなることは、假名書道史研究上大いなる貢献といわねばならぬ。即ち本消息は貫之風の古い時代の書風を傳える古筆の一資料ということにもなる。

第二種の第五假名消息は、第一種に比べると第一種を舊弊とさせるような、遙かに進歩した新風のもので、文字も大分假名らしく整えられてきて居り、既につづけ書きの體は出來ている。それにこの假名は大變落着いて線の味いも涼しげになってきているし、品も高く、藝術的香りがある。これと殆んど同筆としていい第三種の第三假名消息は、既に連綿で暢達してきている。これらは共に、假名書道が既に連綿體で、これまでに書道史家が當代として想像されていたよりも、遙かに完成して進歩していたことを示すものといっていい。假名書道史はここで再考に迫まられる資料の出現といっていいであろう。

更に消息書寫方式に於いても示唆深きものがある。殊に第二種の第五消息は、最も平坦な書き方で、天地をそろえ、行も眞直ぐに、今でいう謹直なものといえる。第三種の第三消息は、大方は前者と同樣の書寫方式で根本は同じ性質だとは思うが、端書には散らし書きを美しくいれようとする心組みがみられる。そして文字も筆が強く神經質的になっていて、前二者を貫いて更に進展する新しい美的なるもの、瀟洒への志向が見られる。これらを察すると、假名消息は、新樣の第三種の方針で進展していくものと思われ、本卷より約三十年位後と思われる北山抄の紙背の假名消息のちらし書きの風が、ここに連續して考えられるところである。

源氏物語末摘花卷に、末摘花の君が光源氏に始めて贈った消息について、「御手はさすが文字づよう中さだの筋にて、上下ひとしく書い給へり、見るかひなうちおき給ふ。」とある。末摘花の手紙が上下合わせた書き振りに、野暮さを感じて、嫌われる筋であるが、「なかさだ」とは中古の書體であることをいうのであり、消息の方式が舊樣式で嫌われたとあれば、時勢は既に散らし書きの趣向をこらした新樣式となっていたのであろう。源氏物語は紫式部の時代より一時代前として書かれてあるから大體天曆の頃のこととなるとされている。すると、この第二種の消息によって、その實物に接するように思われる。さればこの消息方式はやがて消えたものとすることができる故、これが康保のこの頃にまで行われた消息の基本

的方式を傳えるものとしていいであらう。

してみると、ここにある四つの消息は、第一種は貫之以來の古い書體をここに傳え、第二種は當時の消息の様子の基本方式を示すもの、第三種も大方は基本方式を示すものではあるが、これより後の進展を豫想せしむるもの、次の新方式につらなるもの、とすることができようか。三種三様の價値あるものを、一巻の中に集めているとは、書道史にとつて何と感謝すべきであろうか。

書の出來具合からいえば、第一種の斷片10 12等に見える高古なる澁味は、他の古筆切れに見られぬ味いだけに珍重この上ないものであるが、第二種の形の整つた上品にして、温和なるろうたさは、後世になつたら高野切第一種第三種等に通ずる雰圍氣が感ぜられるもので、書道史上ゆるがせにはできないものである。この意味でいうとさきの第一種の古風さも亦高野切第二種の古風さに進展する素因を藏していることも注目していい。更に第三種の消息の假名は細味と瀟洒とを示している。そしてその暢達さは、佐理行成の願望していた世界と共通している。それ故これによつて康保の次の時代を考えしむるよすがともならう。三つのうちでは第三種に最も鋭さが見られる假名といつていいであろう。

以上によつて、道風歿年の頃の假名には、これまで知られていた道風書状中の假名とは全然別個な、しかも遙かに發達した假名が、しかも二様も並存されて存在していたことが知られたのである。むかしはこの頃は獨草體か、秋萩帖みたいな草體のものでしかなかつたかのように考えられていたが、とんでもないことであつた。文學資料より推して此の頃の假名の發達を確信していられる吉澤博士にとつてはまことに好き參考資料の出現といわねばならぬであろう。

猶つけ加えたいことは、假名遣いのことであるが、この消息にはャ行のえ（江）がはつきりと使用されている。普通國語學史では、大體天暦（九五七―九六〇）の頃迄は四十八音時代、それよりア行ャ行のえがみだれたと說かれているが、本消息によつて、更に下つて康保の頃に於いても間違いなく使用されている例がでたということになる。これ又資料的價値を高めるものであるとしていい。

八

以上個々の筆蹟について略述したが、これによつて康保の頃に於いて、書道界が如何に幅廣いものであつたかは、十分察することが出來る。それは當然のことであろう。小野道風只一人がいたわけではないのだから。當時、歴史上書道に名のある人を拾うと、この時代の大立物は勿論小野道風（寛平八年八九六――康保三年九六六）であるが、當時は老年で歿年間際であり、その上中風を患つており、紀貫之の子紀時文（――安和元年？九六八）の全盛時代で、康保四年冷泉天皇の大嘗會の屛風筆者に選ばれている能書家として知られているが、筆蹟はわからない。若し父貫之の風を傳えているとすれば、或は第八第十假名消息第一種の書風などが想像される。若し然らば、貫之歿後二十年に、しかも道風の新書道を越えてこの第一種の風の存在する

ことも所以なきことではないということになるかもしれない。

しかし假名の方面では、名家の傳えられるものがなく、唯、貫之の頃に伊勢（――天慶二年九三九）がいた。源氏物語桐壺巻に、宇多天皇が書かれた長恨歌繪巻の詞書を、紀貫之と伊勢とに命ぜられている。しかし伊勢の筆蹟は殘つていない。源氏物語繪合巻で貫之組に對する道風組の方が今めかしといわれている所よりすると、貫之は道風に比して舊式だつたのであろう。和様の新書道創始者といわれる道風に比較すれば、恐らく貫之は舊式だつたに相違ない。從つて伊勢も亦この舊式の方にはいつているであろうか。何れにしても、第一種の假名消息はこの舊式の方面を傳えているものとしていい。それに對すると第二、第三はこの新式の部の方にはいるものであろう。それが誰の筆であるか、どの人の風を傳えるものであるかは勿論わからない。只第二種の落着きと﨟たけさとは、道風の屏風土代のそれに相通ずるものがあることは注目される。

然しこの當時の書家として名のある者には、時文の他に、藤原文正、阿保懷之がある。天德二年（九五八）四月新錢文を書くのに、當時の能書は木工頭道風朝臣と大内記藤原文正とがあるが、道風は眼が惡くて細字に堪えないし、文正は觸穢の爲め、懷之をして之を書かしむとある。だからこの二人も道風に次ぐ大家だつたに違いない。懷之は文正と共に生歿不明であるが、康保三年に從五位下、加賀權介、安和元年（九六八）安房守になつていて、康保の頃は活躍している人である。

この他に名家として、醍醐天皇の皇子に兼明親王（延喜十四年九一四――永延元年九八七）があり、江談抄によると、兼明親王佐理行成は筆蹟が非常によく似ているといわれているから新派に屬する人であろう。康保の頃には五十才を越していて活躍が想像される人である。康保三年二月二十一日宮中での内宴に和歌を書かしめられている。假名の名手だつたのであろう。以上これらの人々の筆蹟はみなわからない。

筆蹟の遺存している者としては、先にあげた清胤王（生歿不詳）が生存しており、少し前になるが大江朝綱（貞觀十八年八七六――天德元年九五七）もいた。

以上これらの人々は、そのうち二三の人の筆蹟がわかつているだけで、殆んど全部が不明であるから、何とも想像出來ないが、しかし、少くとも道風とは異る書風が幾通りかは存在していたことがわかる。從つて、本巻の紙背文書に幾通りかの書風があるのも、それが誰の書道を傳えているものであるかは、詳かでないにしても、このやうな書道史的意義に於いて認識さるべきものであらう。書道史一般にいうと、康保の頃といえば、道風去つて佐理の出現をみようとしている時期で、未開の分野である。されば當時このような書風が幾通りもあることを示す本巻の示唆は意義が大きいとしなければならぬ。

筆を擱くにあたつて、史料等觀覽について、御好意を賜つた東大史料編纂所と、春名好重氏に厚く感謝の誠を捧ぐる次第である。